

令和2年度第1回紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会会議録（要旨）

日時：令和2年10月13日（火）

19：00～20：05

場所：紀の川市役所5階 501会議室

◎開会

教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則第4条第2項の規定により、過半数の委員の出席をいただいておりますので、この会が成立していることを報告いたします。

ただ今から第1回紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会を開催いたします。
お手元の資料のご確認をお願いします。

◎教育長あいさつ

このコロナ禍で本日の会議につきましても、当初計画していた予定より遅れ、皆様方にご迷惑をおかけいたしました。ようやく第1回の検討委員会を開催することができました。

この会議につきましては、皆様方もご存知のように紀の川市においても少子化が進み、打田地区の学校を除いて児童・生徒数が大変少なくなっております。学校によっては2学年が一緒に授業を行う複式学級の学校や、全学年が複式学級の学校もございます。

そうしたなかで、私たちが大切にしていかなければならないのは、何といたっても子供たちにより良い学習環境・教育環境を提供していくことでございます。来年度実施予定の市民アンケート結果や皆様からの答申を受け、教育委員会として学校の適正規模適正配置に関する基本方針を定め、その基本方針に則り具体的な自主計画を定めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方にはそれらのことについて忌憚のないご意見をいただき、答申をいただければと思っております。

◎委員・事務局の紹介

○事務局　続きまして、紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員名簿（資料1）

◎会長、副会長の選任

その前に、教育審議監より紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会について説明させていただきます。

まず、お手元の資料1-2、紀の川市附属機関の設置等に関する条例をご覧ください。よろしいでしょうか。

条例第2条、附属機関の設置の別表（第2条関係）、2教育委員会の附属機関ですが、検討委員会は、教育長の諮問に応じ市立小学校及び中学校の適正規模適正配置についての調査及び審議を行うと規定されていますので、委員の皆さまにはご協力をお願いいたします。

資料1-3、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則をご覧ください。

その第2条第3項（委員の任期）についてですが、「令和2年9月1日の委員委嘱の日から答申までとする」と規定されています。

検討委員会の具体的なスケジュールは後程説明させていただきますが、本日の検討委員会を第1回とし、最終、教育長への答申を来年度末、令和4年3月に予定させていただいております。

続いて、規則第3条（会長等）についてですが、検討委員会に、会長等及び副会長等は原則として委員の互選によってこれを定めると規定されています。

互選により、会長には近畿大学生物理工学部地域交流センター長、仁藤委員、副会長には平山委員を選任いたしました。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長　改めまして皆さんこんばんは。

お忙しいところご参集くださいますありがとうございます。

大変重要な任務を仰せつかりまして、ちょっと緊張しております。

一言挨拶ということで、私小学校、中学校、高校、大学と学んだわけですがけれども、私

が学んだ中学校と大学は現在ありません。自分の母校が無くなるということについては非常に寂しい思いをしております。特に、今から 50 年近く前なのですが、中学校が統合する時にはまだその当時村の段階でしたので、2 つの村の学校が統合することになりまして、今のような格好いいプラカードがなかったので、むしろ旗を立てて反対運動が起こるような激しいものだったのです。

その後、今度は学校の校名を決める段階になりましたら、片方の学校の名前のほうが風格のある名前だからこのまま消えるのはけしからんということで、またその名前の存続の運動が起こるといような、そういうのは学生時代中学生として見ておりました、やっぱりその地元のエゴというか、地元に対する愛着ってすごいものだなと思っておりました。

ところが、合併いたしましてから何年か経つとやはり世代も変わってきてまして、学校側でも一生懸命いい学校にしようといような努力をしていただきまして、今では私卒業した合併された中学校も非常に立派な学校になっております。

このような形で学校の統廃合というのは非常に微妙なところも含みますし、また長期的にも考えていかなければいけないかと思っておりますので、是非皆様方のご経験とお知恵をお借りいたしまして、紀の川市の小中学校がうまく発展するようにご協力いただきたいと思っております。

ちょっと話が長くなりましたが、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎諮問

紀の川市教育長から当委員会会長に諮問。

○教育長 紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会会長、仁藤伸昌様。

紀の川市教育委員会教育長、貴志康弘。

紀の川市立学校の適正規模適正配置について諮問。

紀の川市立学校のより良い教育環境の確保と充実した学校教育の実現に資するため、紀の川市附属機関の設置等に関する条例第 2 条及び教育委員会の附属機関の組織及び条例に関する基準を定める規則に基づき、下記の事項について諮問します。

記。これからの紀の川市の小中学校の在り方について、次代を担う子供たちのより良い教育環境の確保及びその向上を図るために。

どうかよろしく願いします。

○会長 このような形でお受けいたしましたので、よろしく願いします。

○事務局 会議録につきましてはホームページ等で公表いたしますが、委員の個人名を記せず、誰の意見であるかは特定できないようにいたしますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

また、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則第 7 条の守秘義務につきましても厳守のほうよろしく願いいたします。

ここからは会長に進行をお願いいたします。

◎紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の運営及び審議について

○会長 今日は、主として説明がありまして、それから皆様方のご意見を伺うというそういう流れになっているようですので、よろしく願いいたします。

まず、次第に沿いまして、説明（1）紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の運営及び審議について説明をいただきます。

お願いいたします。

○教育監 私からこの紀の川市の小中学校の適正規模適正配置について、委員会を設置して審議していただく理由と、大きく分けて 4 つのことを審議していただいて答申をいただきたいということでご説明させていただきます。

最初に、適正規模適正配置とはなにかと申しますと、この資料 1 を見ていただきたいのですが、資料 1 の裏側にページ数を打っていないところに、「適正規模適正配置とは」と書かれています。

文部科学省において、平成 27 年 1 月に公立小中学校適正規模適正配置に関する手引が出されて、義務教育の学校では単にその教科などの知識や技術を習得させるだけではなく、児童・生徒が集団のなかで多様な考えにふれ、認め合い、協力しあい、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になりますというふうにうたわれており、そうした教育を十分に行うためには一定規模の児童・生徒の集団の確保が必要だということ、ここにアンダーラインを引いている小学校・中学校とも 12 学級以上、18 学級以下を標準とするというふうに文科省は定めています。

ただ、この 12 学級以上 18 学級以下という学校数は紀の川市の小学校でいうと、令和 2 年度で 4 校、池田小学校、田中小学校、西貴志小学校、中貴志小学校の 4 校しかこれに該当する学校はありません。他の学校はこれより少ない学級数になっています。

令和 7 年になると、児童数がもっと減ってきて 12 学級から 18 学級というのは、このままでは、池田と田中小学校の 2 校になってしまいます。

適正配置というのは、このアンダーラインにあるように児童・生徒の負担面、安全面などに配慮し、地域の実情を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があるので、小学校では概ね 4 キロ、中学校では 6 キロ以内というふうに基準を定めています。

審議をしてもらう内容についてですが、一つ目は、背景には全国的に少子・高齢化が進んでいきます。紀の川市も全国平均よりも早く高齢化が進んでいくということで、先程教育長の挨拶にもありましたように、これからの紀の川市の小中学校の在り方ということで、子供たちのより良い学習環境というのはどういうものかというのをこの会でご審議いただきたいと思います。

理由としては、今年度までの 6 年間で 13%、平成 28 年度時点では小学生の数ですけど 3,050 人いたのが、今 2,744 人に減少しています。6 年間で 306 人。令和 7 年、これから 6 年先になると 324 人が減っていくと推測されます。他の市町ではもっと劇的に子供の数が減ってきて、だいぶ前から適正規模適正配置を行ってきたという経緯があるのですが、紀の川市はなだらかに、これをなだらかと理解するかというのもあるのですが、劇的には減ってこなかったという経緯があります。

合併して 15 年、合併当時は 4,000 人を超える子供がいたのですが、15 年が経過して約 2,800 人となり 1,000 人以上の子供が減ってきているので、より良い子供の学習環境をどうしていくのかということをおの会で議論をお願いします。国の基準は先ほど申し上げたとおり 12 から 18 学級であり、紀の川市ではものすごい合併なり統合をしない限り、その基準に全てあてはめるということは難しいと思うので、今の紀の川市の実情に合わせて、国の標準になるべく近づける適正規模適正配置はどういうものかという議論をお願いしたいと思います。

難しいことを言うなあと思われるかもしれませんが、そういう紀の川市の実情にあった適正規模適正配置というものを考えていただきたいと思います。

今申したようなそういう多様な価値観を持つ子供が紀の川市の学校の規模としてはどれがいいのかというのをまず議論してもらいたいと思います。

二つ目は、小学校の通学区域の在り方というのを書かせてもらっています。

今、紀の川市は旧 5 町の枠組みの中で校区、通学区域を設定しています。このままこれを見直さない限りはなかなか適正規模適正配置というのは難しいと思うので、のちほど資料で説明は担当からすると思うのですが、旧町を越えた形の通学区域の設定に変えていくことも含めて議論をお願いしたいと思います。

三つ目は、小学校と中学校の接続の在り方ということで、小学生が減っていくということは当然中学生の数も今後減っていくので、先ほど申した通学区域の見直しについてお話ししましたが、小学校・中学校という枠組みを超えた1年生から9年生までのカリキュラムを編成できる義務教育学校というのも設置できるようになっています。1年生から9年生までいった時に学校規模としては、これは適切な学校規模になるなということも一つあるので、その小学校・中学校をどのように接続していくかという、そういうご議論もお願いしたいと思います。

最後に、市民・保護者アンケートです。事務局のほうで一応原案は作っているのですが、広く市民の意見を聞くということで、保育園、幼稚園、こども園の保護者、小学校の保護者全員の意見をアンケートで貰うのと、無作為抽出した市民を対象に意見を聞くということでアンケートをお願いしたいと思うので、このアンケート内容についても議論をお願いしたいと思います。

以上で、私から適正規模適正配置の検討をしていただく理由の説明を終わります。

○会長 ありがとうございました。

ただ今、紀の川市立学校適正規模適正配置検討委員会の運営及び審議内容について、方向性について説明をいただきました。

ご意見あるいはご質問などございましたら発言をお願いいたします。

(発言するものなし)

○会長 よろしいですか。

そうしましたら、ただ今説明にありました資料1に基づきまして、この委員会で検討を進めていくということでご同意いただけますでしょうか。

よろしくご協力をお願いいたします。

◎紀の川市の人口動態及び児童生徒数・学級数の推移について

○会長 では、次に2番目といたしまして、紀の川市の人口動態及び児童生徒数・学級数の推移について説明をいただきます。

お願いいたします。

○事務局 資料2をご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

1ページの中段にあるグラフですが、これにつきましては1985年、昭和60年からの国勢調査の人口と世帯数の5年ごとの推移となっております。

このグラフの2,000年を見ていただきますと、人口が7万人を超えておりますが、2015年では市の人口が6万2,600人と7,400人以上が減少しています。

では、なぜこのように人口が減ったのかですが、3 ページの下のグラフをご覧ください。

まず、このオレンジの部分、これは自然動態といいまして出生数と死亡者数の差を表しておりまして、生まれた人数よりも亡くなった方の人数が多ければ自然動態はマイナスとなって人口が減っていくということになります。

次に、青の社会動態ですけれども、こちらにつきましては転入と転出の差を表しておりまして、紀の川市から転出する方のほうが多ければ当然人口は減ってしまうということになります。

このグラフご覧いただきますと、2006 年以降毎年人口が減っておりまして、特に 2016 年から 2018 年をご覧いただきますと、その 3 年間については毎年 900 人に迫る勢いで紀の川市の人口が減っている状況となっております。

次に、今後どうなるのかということですが、5 ページをご覧ください。

これは国立社会保障・人口問題研究所が 2060 年度、40 年後までの紀の川市の人口動態を推計したものです。

このオレンジの線が 2013 年に、青い線が 2018 年にそれぞれ 2060 年までを推計していますが、その 2060 年のところ、一番右端を見ていただきますと 4,000 人以上下方修正されておりまして、紀の川市の人口減少に拍車がかかっている状況がお分かりいただけるかと思えます。

続きまして、7 ページをご覧ください。

これは旧町ごとの推計となります。

青の棒グラフはその地区の人口、その中にありますオレンジの線、これは年少人口といいまして 0 歳から 14 歳までの子供が占める割合です。グレーの線につきましては高齢人口といいまして 65 歳以上の方が占める割合を示しております。

打田地区、桃山地区ではあまり子供の占める割合が変わらないのですが、それ以外の 3 地区、特に粉河地区と貴志川地区では子供の占める割合が 10%を切ると予想されている状況です。

次に、資料 3 の 1 ページをご覧ください。

この表は、各学校の令和 8 年度までの児童・生徒数と普通学級数の推移となります。令和 8 年までとしているのは、昨年度中に生まれた子供の人数が把握できることと、その子供たちが小学校に入学するのがその年となるためです。

この普通学級の数のところに色が付いているのは複式学級があることを示しています。この複式学級とは学年の人数が少なく、1 つの学年だけでは 1 学級を編成できない時に、前後の学年、例えば 3 年生が極端に少ない場合、2 年生もしくは 4 年生と合同で 1 学級とするものです。この複式学級となった場合、担任は 1 人で 2 つの学年を受け持つということになります。

この表の見方ですが、例えば、令和 2 年度の池田小学校では、各学年とも 2 学級あるため学級数は 12 となります。これに対し麻生津小学校では、1、2 年生で 1 学級、3、4

年生で1学級、5、6年生で1学級と、全ての学年が複式学級になっているために学校の学級数としては3ということになります。このような場合で、黄色は複式が学校に1つある場合、水色は複式が2つ以上あることを示しております。今年度は複式学級のある学校は4校ということになりますが、その後も他の小学校で複式が発生する見込みとなっております。

次に、3ページをご覧ください。

これは小学校の年度別、学校別の入学予定者数になります。

一番下の小学校の計を見ていただきますと、毎年のように子供の数が減っていく状況が見てとれると思います。但し、この人数は10月1日時点でその学校の校区に住民票のある子供の人数ということでありますので、今後の転入や転出で変動が生じることになります。

では、次に資料4をご覧ください。

今年度の各学校の児童数と学級数となります。学校名が黄色になっているのが複式学級のある学校です。

先程説明させていただきました麻生津小学校を見ていただきますと分かりやすいかと思いますが、各学年1、2年生で1学級、3、4年生で1つ、5、6年生で1つという状況となっております。

次に、3ページをご覧ください。

これは各学校の教職員の人数となります。

学級数の少ない学校では当然教職員の人数も少なく、教職員1人当たりの校務分掌、役割り分担ですね、そちらも重なって負担が大きくなっている状況です。また、鞆淵小学校につきましては、養護教諭や事務職員も配置されておらず、教頭が兼務している状況となっております。

この現状等の把握につきましては、次回の会議についても説明させていただきたいと思っております。

○会長 ただ今、2番の紀の川市の人口動態及び児童生徒数・学級数の推移につきまして、資料2、3、4を用いてこの説明いただきました。

この小学校・中学校の現状をお分かりいただけたと思います。

ご意見あるいはご質問等ございましたらお寄せください。

いかがですか。

(発言するものなし)

○会長 よろしいですか。

現状ですから、もしお分かりになりましたらまた最後にちょっと時間をとりますので、ご準備ください。

◎小・中学校の適正な学校規模等について

○会長 次、(3) 小・中学校の適正な学校規模等について事務局から説明をしていただきます。お願いいたします。

○事務局 続きまして、資料 5 についてご説明いたします。

資料 5 の文部科学省の手引の後ろに 1 枚もので抜粋版を付けております。そちらをご覧くださいませでしょうか。

先程から人口減少や少子化について説明させていただいたところですが、全国的に学校の小規模化が問題となっております。これを踏まえまして、平成 27 年 1 月に示されたのがこの手引となります。

まず、学校規模適正化が課題となる背景は、人口減少と少子化が今後更に加速し、1980 年代には 2,700 万人いた年少人口の 0 歳から 14 歳ですが、2015 年では 1,500 万人、2060 年には 791 万人まで減少すると推計されておりまして、学校の小規模化が全国的な問題となっております。

(2) では、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力しあい、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくのが学校の特質であり、そのためには学校において一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしておりますが、3 をご覧いただきますと、それを参考としながらもそれぞれの自治体で地域の実情に応じた検討をするように求めています。

次に、2 学校規模の適正化に関する基本的な考え方では、教育的な観点として、義務教育は単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童・生徒の能力を伸ばしつつ、社会性や規範意識をつけさせることが重要であり、そうした教育を十分に行うには一定規模の児童・生徒数が確保されていること、また、経験年数や専門性、男女比などでバランスのとれた教職員の配置が望ましいとしておりまして、学校規模の適正化を検討する上で児童・生徒の教育条件の改善という観点を中心として、学校教育の目的や目標がより良く実現できる環境を検討することとしております。

この際、現在の学級数や児童・生徒数で具体的にどのような教育上の課題があるのかを細かく分析することが必要であるとしております。

続いて、裏面をご覧ください。

(2) の地域コミュニティの核としての性格への配慮としまして、学校は防災面などにおいて地域コミュニティの核としての性格を併せもっていることを考慮して、学校教育の受益者である児童・生徒や保護者、また就学前の子供の保護者の意見を重視しつつ、地域住民の方の十分な理解と協力を得ることとしております。

次に、3 地理的要因や地域事情による小規模校の存続においては、小規模校を存続させ

る場合は、教育の機会の均等とその水準の維持という義務教育の本旨に鑑みて、学校が小規模であることのメリットを最大化するとともに、逆にデメリットを最小化するという工夫を講じることが必要であるとしております。

次に、中段の1学校規模の適正化では、検討の際に考慮すべき視点としまして、国の標準としては12学級以上18学級以下としておりますが、これは一律ではなく、地域の実情に応じて弾力的に判断して良いということになっております。

また、適正化を検討していくにあたっては具体的にどのような教育上の課題があるか分析しつつ、学級数だけでなく、1学級当たりの人数や将来の推計も含めて総合的に検討することが重要であるとしております。

下段の適正配置については、通学距離や通学時間などを示しておりますが、先程教育監からの説明にもありましたとおり、例えば旧町の枠組みをなくすなど総合的に教育条件が向上するように設定して検討を行う必要があるとしております。

この手引の本編につきましてはかなりボリュームもございますので、もしお時間がありましたらご一読いただければと思います。

続きまして、資料6 紀の川市立学校適正規模適正配置基本方針についてご説明させていただきます。

こちらの基本方針につきましては平成21年に教育委員会で策定したもので、中をご覧くださいますと、記載されているデータや数値などが少し古いものとなっておりますが、基本方針以降の記載内容については変更がないものです。

適正とする規模につきましては国や県の方針に則り12学級以上18学級以下としております。

3の適正規模適正配置の方法等では、具体的な方法としまして学校の統廃合と通学区域の見直しを挙げておりまして、通学区域の弾力化などの学校選択制の在り方についても慎重に検討する必要があるとしております。

次に、4 適正規模適正配置にあたっての配慮すべき事項では、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を考慮しながら、学校の小規模化に伴う問題点について、保護者や地域住民の方と十分に協議を行いまして、学校の適正配置に関する共通理解と協力を得て慎重に進めていく必要があるとしております。

次に、資料7をご覧ください。

小規模校のメリット・デメリットでございます。

この資料では、メリットとデメリットを学習面、生活面、学校の運営面、財政面、その他の項目で挙げております。

例えば、今ご覧いただいている学習面です。

学習面ではメリットとしまして、児童・生徒一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導を行いやすいという点が挙げられます。しかし、デメリットとしまして、人数が少ないことで集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会

が少なくなるという側面もあります。

このメリットやデメリットにつきましては、次回の会議でもお話をさせていただきたいと思いますので、次回までにご覧おきいただければと思います。

次に、資料の 8 をご覧ください。

今後の基本的な進め方について説明をさせていただきます。

まず、1 ページの基本的な考え方としまして、この検討委員会で答申をいただいた後、1 の基本方針と実施計画の策定を行います。

この基本方針の策定にあたっては、今後実施します保護者及び市民の方へのアンケートの結果、そしてこの委員会で皆様方からいただいた意見や最後にいただく答申を参考にして素案を作成し、パブリックコメントを経て案を作成いたします。そして、教育委員会、庁議を経て基本方針が決定されます。

この庁議とは、次のページの 3 にございますが、市長の事務執行に関する最高協議機関と位置づけられております。

1 ページに戻っていただきまして、基本方針が決定した後は事務局において基本方針を参考に実施計画の案を作成して、教育委員会及び庁議を経て決定します。

次に 3 の推進体制は、皆様方にご協力いただいておりますこの検討委員会、また庁舎内で検討を行うもの、教育委員会、庁議ということになっております。

次に、この教育委員会の今後のスケジュールを説明させていただきます。

3 ページをご覧ください。

本日が 1 回目の会議ということで、先程教育長から会長に諮問をさせていただき、事務局より資料に沿って説明をさせていただいているところでございます。

次回につきましては、令和 3 年の 1 月を予定しておりまして、今年度中に 3 回の会議を予定しております。4 月以降の来年度につきましては会議を 5 回、そして最終の答申をいただくのを令和 4 年の 3 月に予定しております。

各会議の予定案件につきましては、ご覧のとおりとなります。

続きまして、4 ページをご覧ください。

この 4 ページにつきましては、先程ご説明しました今後の基本的な進め方を簡単に図にしたものとなります。皆様からいただいた答申を参考に 2022 年度で基本方針を決め、翌 2023 年度で実施計画を策定いたします。そして、その翌年度から保護者の方、地域にお住まいの方を対象に説明会を開催してまいりたいということとなっております。

- 会長 ただ今資料 5 の文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模適正配置等に関する手引の概要、それから資料 6 といたしまして学校適正規模適正配置基本方針、それから資料 7、小規模校のメリット・デメリット、それから資料 8、今後の基本的な進め方で、今後のタイムスケジュールあるいはパブリックコメントについて説明をいただきました。ご意見等ございましたらお寄せください。

(発言するものなし)

- 会長 こういう流れで進ませていただきますが、ご同意いただけますでしょうか。
また、パブリックコメント等につきましても後程ご相談申し上げます。
とにかく息の長い委員会ですので、是非ご協力いただけたらと思います。
-

◎保護者・市民アンケートについて

- 会長 では、次の説明といたしまして、(4) 保護者・市民アンケートについてのご説明をお願いいたします。

- 事務局 それでは、資料 9 をご覧ください。

先程からの説明にもありましたように、保護者の方、市民の方を対象としたアンケートを実施します。

保護者の方につきましては紀の川市立の小学校に在籍している児童の保護者の方 2,500 人、未就学児、今現在保育所や幼稚園に通われている子供の保護者 1,500 人の合計 4,000 人。この方々につきましては学校や園を通じてアンケートの配布と回収を行う予定としております。

そして、市民の方につきましては 1,500 人を無作為に抽出しまして郵送で実施することとしております。

アンケート内容につきましては、今初めて見ていただいているのですが、次回までにご覧いただきまして、そのアンケートの内容について、字が小さいであるとか、設問が多いとか、こういうこと聞いたほうが良いのではないかなどのご意見を次回皆様方から頂戴したいと考えております。

あと、保護者向けのアンケートと市民向けのアンケートで多少内容が変わっておりますので、両方ご確認をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ですが説明は以上となります。

- 会長 ただ今学校の在り方に関するアンケート調査の市民用と保護者用についての説明がありました。皆様方のところにもご依頼がいくかと思うので、もしご覧になっていただきまして、読みにくい点あるいは分かりにくい点等ありましたら、そこに電話番号あるいはファクシミリ番号が書かれておりますのでご意見をお寄せいただき、より市民の方が回答しやすいような方向で作ってからアンケートを発送したいと思いますので、是非ご協力をお願いいたします。

ちょっと字が小さいとかね、そういうこともできる範囲内で事務局として対応いたしますので、是非ご意見お寄せください。

その内容につきましては更にご意見いただくということですが、こういう形で

市民に対するアンケート、それから学校にお子さんが通っている保護者に対するアンケートを行うということでお認めいただいでよろしいでしょうか。

一応皆様方から多くの、市民の方々から多くの意見をいただいた上でうまい具合にこれの調査が進むように進めたいと思いますので、よろしくご協力お願いいたします。

よろしいでしょうか。

◎その他

○会長 最後に、その他がありますが、今日の会議全体を通しましてご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

今日は説明が主たるところでし、膨大な資料がありますので、またお帰りになりまして一読いただいで、不明点等ありましたらこの教育委員会の教育総務課にご連絡いただけたらと思ひます。

○事務局 今後の予定を再度説明させていただきます。

もう一度資料 8 の 3 ページをご覧くださいませでしょうか。

現時点の予定となりますが、本年度につきましては、本日の開催を含めて来年の 3 月までに最多で 3 回の開催を予定しております。

次回の開催ですが、先程も申し上げましたとおり令和 3 年 1 月の中旬を目処に、先程の市民向け、保護者向けアンケート（案）について、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。そして、令和 3 年 3 月中にいただいた意見を基にアンケート内容を取りまとめて作成し、委員の皆様方のご承認をいただきたいと考えております。アンケートの配布につきましては、令和 3 年度 4 月明けてから早期に実施したいと考えております。

○会長 今後のスケジュールについての説明がありました。お忙しいところ何回かご参集いただきますけれども、よろしくご協力ください。

それから繰り返しますけれども、アンケートにつきましても市民の方々方が答えやすいように、取り組みやすいような工夫等ありましたら、ご意見を教育委員会の教育総務課にお寄せいただけたらありがたいと思ひます。

それでは、今日の進行、私の任務は解かせていただきまして事務局にお願いいたします。

◎閉会

○事務局 会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、閉会にあたり教育部長から挨拶を申し上げます。

○教育部長 それでは、閉会にあたりまして私から一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は第 1 回目の会議ということで、夜分にご参集いただきまして誠にありがとうございました。

本件、学校の適正規模適正配置につきましては色々な角度から見る必要があるなかで、様々なご意見があると予想されますが、教育委員会としましてはやはり冒頭教育長のご挨拶にもありましたが、最後は子供にとってより良い学校環境というのが最大のテーマであり、これにつきると考えております。

そういったことで今後のご審議をどうかよろしくお願い申し上げ、これで閉会とさせていただきます。

本日は本当にご苦勞様でした。